

長野市（保健福祉部）プレスリリース

令和5年6月29日

「食品、添加物等の夏期一斉取締り」を実施します

～夏期に多発する食中毒の発生防止と食品流通の安全性確保に向け、取締りを強化します～

夏期は、高温多湿となり、食品の取扱いに一層注意を要します。そのため、長野市保健所では、下記のとおり食品の一斉取締りを実施します。食品衛生の向上を図り、食中毒の発生防止のために、食品取扱事業者への監視指導を強化し、消費者への注意喚起を行います。

1 実施期間

令和5年7月3日（月）～7月31日（月）

2 実施方法

(1) 施設に対する立入検査を強化します。

飲食店、旅館、食肉取扱施設、スーパーマーケット、給食施設等

(2) 食品取扱事業者及び消費者への注意喚起を行います。

全国的に発生の多いカンピロバクターや腸管出血性大腸菌等による食中毒等の発生防止について

(3) 食品表示の確認及び収去検査を実施します。

※収去検査：食品衛生法及び食品表示法に基づいて保健所が行う食品等の抜き取り検査。

3 期間中の計画

令和5年度 計画	監視指導			収去検査	
	内訳	監視件数	310	内訳	検体数
		営業施設	300		加工品
		給食施設	10		農産物
					21
					17
					4

【7月3日（月）の立入予定】

午前10時00分から デリシアうえまつ店（長野市上松四丁目945）

※取材を希望される場合は、長野市保健所食品生活衛生課（026-226-9970）までご連絡ください。

ながのご縁を



信都・長野市

保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課

（課長）大河内 雅彦 （担当）金木 信吾

電話：026-226-9970 FAX：026-226-9981

E-mail：h-seikatu@city.nagano.lg.jp